



JAF 公認準国内競技

第 51 回 全国七大学総合体育大会

七大学戦ラリー *in* 九州

特別規則書

開催期間：2012年9月9日(日)

後 援

佐賀県唐津市

唐津市中町商店街

主 催

JAF 公認加盟クラブ グラベルモータースポーツクラブ (GRAVEL)

JAF 公認準加盟クラブ 九州大学体育総部自動車部 (QUCC)

公示

本競技会は一般社団法人日本自動車連盟(JAF)の公認のもとに、国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則に準拠したJAF国内競技規則、2012年JMR九州ラリー統一規則に従い、かつ本競技会の特別規則書に従って開催される。

第1条 競技会の名称

七大戦ラリーin九州

第2条 競技種目及びセッション数

四輪自動車による第2種アベレージラリー

(※セッションは2つでスペシャルステージ(SS)区間を含む)

第3条 競技の格式

JAF公認：準国内競技 JAF公認番号：2012-5038

第4条 開催日程

平成24年9月9日(日)

第5条 競技会開催場所及びコース・距離

集合場所：佐賀県唐津市 東港臨時駐車場

セレモニアルスタート：佐賀県唐津市 中町商店街

コース総距離：佐賀県唐津市を起点とする約100km(SS10km、オールターマック路面)

第6条 オーガナイザー

1. オーガナイザー

JAF公認加盟クラブ グラベルモータースポーツクラブ

JAF公認準加盟クラブ 九州大学体育総部自動車部

2. 事務局

〒814-0021

福岡県福岡市早良区荒江3丁目18番5 サーパス荒江501

QUCC事務局

携帯番号：080-3940-5182(若林 陽太郎)

第7条 大会役員

大会名誉会長	坂井 俊之	佐賀県唐津市 市長
大会会長	荒牧 啓介	九州大学体育総部自動車部顧問
大会顧問	奥村 豊	中町町内会長
	原田 晃	中町商店街理事長
大会実行委員	青木 茂	唐津市議会
	井上 常慶	唐津市議会
組織委員長	七田 定明	グラベルモータースポーツクラブ
組織委員	平田 満明	グラベルモータースポーツクラブ
	牟田 昭人	モータースポーツクラブ伊万里
	岩本 洋介	モータースポーツクラブ伊万里
	松藤 弘樹	九州大学体育総部自動車部

第8条 競技会役員

審査委員長	中村 善浩 (JMRC 九州派遣)
審査委員	佐々木 裕 (組織委員会任命)
競技長	平田 満明
副競技長	七田 定明
	西辻 匡教
	平田 浩一
コース委員長	西辻 匡教
計時委員長	倉下 慎一
技術委員長	平田 浩一
救急委員長	吉田 恵助 (救急救命士)
医師団長	久田 圭 (外科医)
事務局長	岩崎 裕一

第9条 参加申込方法

1. 第11条記載の書類に必要事項を記入の上、参加料を添えて、期間内(必着)に申込先へ現金書留にて送付すること。
2. 申込先(事務局)
〒814-0021
住所：福岡県福岡市早良区荒江3丁目18番5 サーパス荒江501
QUCC 事務局
3. 申込期間
2012年8月4日(土)10:00 から9月1日(土)20:00 まで

第10条 参加費用

七大戦クラス及びオープンクラス共通で、競技車両1台につき20,000円(保険料別途、別紙参照)
サービス車両については1大学につき、まとめて2,000円とする。サービスの申し込みについてはオーガナイザー所定の申込用紙に必要事項を記入し、参加申し込みと同時に提出すること。

第11条 参加申し込みに必要な添付書類

1. 参加申込書
2. 車両申告書
3. 自動車検査証の写し
4. 学生証の写し
5. 親権者の同意書(満20才未満の参加者のみ)
6. 誓約書
7. 本競技会に有効な自動車保険(任意保険)の証券写し又は領収書写し(主催者に加入を依頼する場合は不要)
8. 保険料(主催者に本競技会に有効な自動車保険への加入を依頼する場合)
9. サービス登録申込書

第12条 参加受理及び拒否

1. オーガナイザーは参加申し込みに対し、理由を示すことなくその申し込みを拒否する権利を有する。この場合、事務費用として1件につき2,000円を差し引き返還する。
2. 正式参加受理後の参加料及び申込書類の返還は行わない。
3. 参加申込書類に不備がある場合、正式受理は保留する場合がある。

第 13 条 競技スケジュール

アイテム	日時	場所
参加申込の開始	8 月 04 日 (土) 10:00～	大会事務局
参加申込の締切	9 月 01 日 (土) ～20:00	大会事務局
サービスパークオープン	9 月 09 日 (日) 05:00	東港臨時駐車場
ラリーＨＱの開設時間	9 月 09 日 (日) 05:00～20:00	東港臨時駐車場
公式掲示板設置時間	9 月 09 日 (日) 05:00～20:00	東港臨時駐車場
参加受付	9 月 09 日 (日) 05:30～08:30	東港臨時駐車場
ロードブック発行	9 月 09 日 (日) 05:30～08:30	東港臨時駐車場
サービス受付	9 月 09 日 (日) 08:00～	東港臨時駐車場
公式車両検査	9 月 09 日 (日) 08:30～09:30	東港臨時駐車場
第 1 回審査委員会	9 月 09 日 (日) 08:50～	東港臨時駐車場
ドライバーズブリーフィング	9 月 09 日 (日) 09:40～	東港臨時駐車場
デイ 1 スタート	9 月 09 日 (日) 10:30	中町商店街
セレモニアルフィニッシュ	9 月 09 日 (日) 16:30(予定)	中町商店街
暫定結果発表	9 月 09 日 (日) 18:00(予定)	東港臨時駐車場
表彰式	9 月 09 日 (日) 18:30(予定)	東港臨時駐車場

第 14 条 参加車両

1. 本競技会に参加できる車両については、JAF 国内競技車両規則第 2 編ラリー車両規定に従った RN,RJ,RF 両および FIA 公認車両または JAF 登録車両で 2002 年 12 月 31 日以前に運輸支局等に初度登録され、かつ 2002 年 J A F 国内競技車両規則第 3 編ラリー車両規定に従った車両 (RB 車両) とする。
2. 七大戦クラス参加車両の自動車検査証上の使用者は 2009 年 4 月以降に入学した学部生であること。
3. 排気系マフラー(EX マニホールドは含まれない) については変更可とするが音量は 95db 以下とする。吸気系についてはノーマルとする。
4. ロールゲージについては、6 点式以上の物を装備するものとする。ただし、サイドバーおよび斜交バーの取り付けは推奨とする。
5. 非常用停止表示板(三角)2 枚、非常用信号灯、赤色灯、牽引用ロープ救急薬品及び車両規定に定められている仕様の消火器を必ず搭載していること。
6. OK、SOS マークを 2 枚ずつ必ず所持すること。なお、マークのサイズについては下記 JMRC 九州のホームページからダウンロード可能な物を A4 サイズで印刷し、用意すること。(その際、ラミネート加工等の水濡れ対策をしておくことを推奨する。)
http://www.jmrc-kyushu.gr.jp/entry/rally_ok.pdf
http://www.jmrc-kyushu.gr.jp/entry/rally_sos.pdf

第 15 条 クラス区分及び参加制限

1. クラス区分

本競技会においては、下記のクラス区分及び参加台数とする。なお、過給機付き車両については実排気量に係数 1.7 倍を掛けた数値が参加クラスとなる。

- (a) 七大戦クラス①：気筒容積 3000cc 以下の車両
- (b) 七大戦クラス②：気筒容積 3000cc を超える車両
- (c) オープンクラス

2. 参加制限

七大戦クラスの参加台数については、七大戦クラス①とクラス②を合わせて各大学 4 台までとする。

総参加台数は併催のグラベルマインドラリー2012 in 唐津と合わせて合計 75 台までとする。(特認申請済)

第 16 条 参加者及びクルー(ドライバー・ナビゲーター) 参加資格

1. 七大戦クラスクルーは 2009 年 4 月以降に入学した学部生であること。
2. クルーは、本競技会の参加申し込み締め切り時点において、参加車両を運転するに必要な運転免許を取得後半年以上経過していること。
3. クルーは、JAF 発給の当該年国内競技運転者許可証 B 級以上の所持者でなければならない。
4. 参加者及びクルーは、ラリー競技に有効な対人賠償保険(各地区の共済等) に加入していること。
5. 参加者及びクルーは、ラリー競技に有効な 1000 万円以上の傷害保険(共済等) に加入していること。
6. 1 台の車両に乗車する人員は、ドライバー、ナビゲーターの 2 名とする。

第 17 条 健康管理

各参加者及びクルーは、前日に十分な睡眠及び当日走行し得る体力を有する者のみとする。

第 18 条 公式通知

本規則書に記載されていない競技運営に関する細則及び指示事項は、公式通知によって指示される。掲示板は大会本部に設置される。また、状況により参加者又はクルーに直接伝達される場合もある。

第 19 条 乗員及び車両の変更

1. クルー(ナビゲーターのみ) の変更は、受付終了までに書面にて競技長へ申請し、競技会審査委員会が認めた場合のみ許可する。
2. 参加車両の変更は、受付終了までに書面にて競技長へ申請し、競技会審査委員会が認めた場合のみ許可する。但し、車両変更は同一クラス内でのみとする。

第 20 条 公式車両検査及びゼッケン・指定ステッカー

1. 公式車両検査はオーガナイザーの指定した場所において行う。
2. 競技会技術委員長より修正を命じられ、その修正をオーガナイザーが指定した時間内におこなえないもの、もしくは公式車両検査を受けない車両はスタートを拒否する。
3. 暫定結果上位入賞者、または全車両に対し、再車検を行うことがある。
4. 公式車検時に下記に示す物の携帯を点検するので必ず準備すること。携帯無き場合はスタートを拒否する。
非常信号灯(発煙筒)・三角表示板 2 枚・牽引ロープ・救急医薬品・ヘルメット・消火器(1.5kg 以上但し、2.0kg 以上が望ましい。)・OK・SOS ボード 2 枚・赤色灯
5. 入賞した参加車両は再車検を行う。これに関する該当車両の仕様、整備解説書等は参加者にて用意すること。再車検に要する部品、人員及び費用は参加者の負担とする。
6. カーナンバーはオーガナイザーによって指定する、カーナンバーに対する抗議は一切受け付けない。
7. 参加車両はゼッケン、ラリー競技会之証及びその他競技関係貼付物を所定の位置に貼付すること。(付則 4)

第 21 条 ドライバーズブリーフィング

ドライバーズブリーフィングは開会式会場にて行う。すべての参加者及びクルーは、署名を行い出席しなくてはならない。なお、出席なき場合は罰則を適用する場合がある。

第 22 条 参加者の遵守事項

1. 競技中いかなる事であろうとも道路交通法の厳守を最優先とする。
2. 一般車両及び歩行者に迷惑を及ぼさないこと。
3. SS 以外での道路では一般車両を優先すること。
4. 明らかに追い越そうとしている車がある場合は、安全かつ速やかに進路を譲ること。

5. 参加登録したクルー以外は乗車してはならない。
6. コース上でやむなく停車した場合は、後続車に対し自車の 30 メートルと 50 メートル後方で後続車が確認しやすい位置に非常用三角停止板をそれぞれ設置し、合図信号を行い、停止車両があることを後続車に知らせなければならない。これは当該 SS での競技が中断又は終了したことが競技役員を通じて確認できるまで継続しなければならない。
7. コース上でやむを得ず停止した場合、クルーが医療処置を必要とする負傷を負っていない場合には、JMRC 九州で指定された「OK」の表示を、医療措置を必要とする負傷を負っている場合には「SOS」の表示を、少なくとも後続車 3 台以上にはっきりと掲示しなければならない。
8. 競技から離脱した場合は直ちに最寄の競技役員にリタイア届を提出する事。提出が不可能な場合は電話等の手段で大会本部に連絡し、指示に従う事。
9. 失格またはリタイアした場合は、直ちにゼッケン、ラリー競技会之証及びその他の競技関係貼付物を取り除く事。
10. 安全ベルトは全走行行程において必ず装着し、SS は必ずヘルメットを着用する事。
11. SS は必ずサイドウィンドウを閉じて走行する事。
12. 競技中はオーガナイザーが指定した場所以外での、クルー以外による整備作業を行うことを禁止する。
13. 整備作業を行う事ができる者は、オーガナイザーに登録されたサービス員及びクルーとする。
14. 特別規則書に記載されている項目以外に何らかの整備作業を行う必要がある場合は、競技会技術委員長の許可を得る事。
15. 整備作業にあたっては、他の交通及びサービス員の安全確保に十分留意する事。
16. 整備作業実施後は必ず競技役員の確認を受ける事。
17. 競技会当日の受付時にアルコール検査が行われる。
18. 着用するヘルメットは JIS/2 種以上相当品とする。レーシングスーツは長袖ツナギ、長袖長ズボンでも可とする。ただし、レーシングスーツの着用を推奨する。

第 2 3 条 スタート及び再スタート

1. スタートはカーナンバー順に 1 分間隔とする。
2. セクションは、2 回に分けて行い、各セクションに於いてレスコンは十分なものとする。
3. スタート合図後直ちにスタート出来ない参加車両は、競技役員によりスタートラインから前方に押し出され、当該車両は予定時刻にスタートしたものとして扱われる。
4. 自車のスタート時刻の 1 分前までにスタート地点又は、前スタート車両の後方につけない車両はスタートする事は出来ない。
5. その他の事項は指示書に記載する。

第 2 4 条 ルート及び指示事項

1. ルートはオーガナイザーが試走車により走行し定め、指示書に記載する。
2. オーガナイザーは、競技会審査委員会の決定により、天候、道路状況、その他の事情により予告なくルート及び指示事項を変更することがある。ルートの変更は競技役員の合図又は、GRAVEL の看板をもって指示する。
3. その他の事項は全て指示書に記載する。

第 2 5 条 タイムコントロールシート及びチェックポイント（CP）・SS（スタート、フィニッシュ）の通過方法

1. CP・SS では、時・分・秒を記入された CP カードを交付、又はタイムコントロールシートに時・分・秒を記入する。
2. CP カードやタイムコントロールシートの記載に対する確認はチェックを受けた競技役員に 1 分以内に行いその役務を妨げてはならない。又、その裁定に従う事。

3. 確認によるタイムロスはその成否に係わらず、オーガナイザーは責任を負わない。
4. CPはコース上に設置し、タイムコントロールシートを競技役員に手渡した時に計時が行われる。CPの発見はクルーの義務とする。
5. SSはコース上に設置し、車両の最先端が通過した時に計時が行われる。SSの発見はクルーの義務とする。
6. 参加車両は各CP・SSのコントロールラインを通過後は、後続車に追突されないように充分留意する事。タイムコントロールシートの受け渡しは、ウィンドツーウィンドで行うこと。
7. CP・SSを見通す地点に入ってから追越しを禁止する。
8. CP・SSに於いて、先行車は後続車のコントロールライン通過を妨げてはならない。
9. SSスタートはスタートシグナル（フライングチェック機能付、付則3）、又は役員による手信号で行ない、SSフィニッシュは自動計測器、及び手動で行なう。

第26条 チェックポイント(CP)

1. CPはCP長、CP員、CP管理車、CP看板、計測ラインによって構成され、原則としてコース進行方向の左側に設置される。
2. 参加車両の前輪が計測ラインを通過したときに、秒計時(秒未満切捨て)により計測が行われる。
3. CPの発見は参加者の義務とし、設置されているCP看板が何らかの理由で倒れていた場合でも、抗議の対象とはならない。
4. CPは1号車の標準通過時刻の15分前に開設し、最終号車の標準通過時刻に15分を加えた時刻で閉鎖する。但し全参加車両の通過が確認された場合は、規定時間前に閉鎖する。また、状況により閉鎖時刻を繰り上げもしくは繰り下げる場合もある。
5. 上記規定のCP開設時間以外のCPカードは、いかなるものも無効とする。
6. CPを見渡す地点に入ってから時間調整を目的とした停止、著しい減速およびCP直前での追い越しを禁止する。これをCP員が判定し、CP長が認めた場合、第30条2に従い減点を課す。また、並進してCPラインを通過した場合、進行方向右側の車両は計時せず、CP不通過により失格とする。
7. 各ステージスタートおよび特定のCPを除き、計測ライン上および付近で停止してはならない。
8. CPの計測ラインを通過後は速やかに前方のCP管理車の横に停車し、CPカードの交付を受けること。すでに停車中の競技者がある場合は後ろに順に停車し、前方車が発進してから所定の位置でCPカードの交付を受けること。このとき、待機に要した時間は競技時間に含まれる。
9. CPにおけるCPカードの交付は原則としてウィンドツーウィンドとする。ただし、交付場所を過ぎてしまった場合は、ナビゲーターが下車して交付を受ける事とし、車を後退させてはならない。
10. CPからのスタート時刻は、原則としてCPカードに記載された時刻とする。
11. CP長は状況により閉鎖時刻の延長および再スタート等の指示を与えることが出来る。

第27条 計時

1. CP・SSの計時はすべて、日本標準時間を基準とするオーガナイザーの所持する時計及び計測器によって行われる。計時の誤差に対する抗議は一切受付けない。
2. 各CPのスタート方法は、ドライバーズブリーフィング及び指示書で説明する。
3. CP・SSにおいて先着車が後続車のコントロールライン通過を明らかに妨げていると競技役員が認めた場合、その時刻で後続車の到着時刻を計時する事ができる。但し、その場合は後続車のコントロールライン通過を妨げる第一原因をなす先着車に対して第30条3により減点を与える。

第28条 サービス及び給油

1. サービスはオーガナイザーが指定したサービスエリア内でのみ、オーガナイザーに登録されたサービス員及びクルーにより参加車両の整備を受ける事ができる。指定サービスエリア以外でのサービスを禁止する。
2. タイヤ交換などの為に車両を2輪以上同時にジャッキアップする場合、作業員の安全確保の為、ジャッキスタンドを使用する事。
3. 整備作業の範囲は下記の通りとする。
 - ・タイヤ・ランプ類のバルブ・点火プラグ・Vベルトの交換、各部点検まし締め。
4. 上記以外の整備は競技会技術委員長の許可がなければならない。
5. 指定給油場所以外での給油は禁止する。

第29条 所要時間による減点

減点は走行時間と、指示時間との差により算出されたCP区間及び、SS区間の減点を加算する。

1. CP区間の減点は、秒計測区間については遅早着1秒につき1点、他は遅早着1分につき10点とする。
2. SS区間の減点は所要時間0.1秒につき0.1点とする。
3. SSフィニッシュは1/10秒まで計測する。
4. スタート、CP、速度変更地点(パスクントロールドポイント、PC)各区間の所要時間の計算は秒単位とし、秒未満は切り捨てる。

第30条 所要時間以外による減点

1. 減点計算の誤りについては1箇所につき10点加算する。
2. CPを見渡す地点に入ってから時間調整を目的とした停止、および著しい減速をした場合、1000点の減点とする。
3. 後続車のコントロールライン通過を妨げる第一原因をなす先着車に対し10点加算する。
4. 他の参加者に著しく迷惑となる行為をした時、申告によりそれを認めた場合1件につき10点加算する。
5. タイムコントロールシートの提出が規定時間に遅れた場合は、1分につき10点加算する。
6. SSスタートの反則スタート(フライング)に対してはペナルティーとして、1回目は5点を加算する、2回目は10点を加算する、3回目以降は60点を加算する。但し、悪質なフライングと認められた場合はたとえ1回目のフライングであったとしても60点を加算する。

第31条 タイヤ及びスペアタイヤ

1. 使用するタイヤは一般ラジアルタイヤのみとする。また、ラリータイヤの使用も認められる。
2. スペアタイヤの搭載は2本までとする。
3. タイヤ交換はサービス会場以外で行ってはならない。ただし、競技者自らが車載の道具類のみを用いての車載のスペアタイヤへ交換する場合はこの限りではない(CPの計測ライン付近を除く)。この場合、外したタイヤは必ず車両に積んで持ち帰ること。

第32条 成績

成績は第29条、第30条の減点法により、減点を合計し、少ない方を上位として順位を決定する。同減点の場合は、下記に従い順位を決定する。

1. SS区間の総減点の少ない方。
2. SS区間のSS1から随時減点の少ない方。
3. 指示速度区間の総減点の少ない方。
4. 指示速度区間の1CPから随時減点の少ない方。
5. 排気量の小さいもの。
6. じゃんけんの勝者。

第33条 失格規定

下記に該当する事が競技長によって認められた場合、競技会審査委員会の裁定により、その参加者及びクルーは失格とする。

競技中失格と判断された参加者及びクルーは、それ以降の競技続行は出来ないものとする。又、成績発表後に於いても失格の扱いを受ける事がある。

1. 交通事故を起こした時。又、道路交通法に違反した時。
2. リタイアの申告をせず競技から離脱した時。
3. 走行マナー及び参加者及びクルーとしての態度や品行に問題がある時。
4. タイムコントロールシートを改ざんした時。
5. 車両規則違反が発見された時。
6. 競技中にクルー又は、車両を変更した時。
7. 参加者及びクルー又は関係者間で不正行為があった時。
8. 競技役員の重要な指示に従わなかった時。
9. 各諸規則及び本規定ならびに競技会特別規則に関する重大な違反があった時。
10. 参加車両が道路運送車両の保安基準に合致しなくなった場合。
11. 参加車両が自力で走行不能になった時、他車により牽引を受け戦列に再入した事が判明した時。
12. 参加車両にラジオ・携帯電話以外の無線機などを搭載した時。
13. サービス地点以外でサービスを受けた時。
14. 指定給油所以外で給油を受けた時。
15. コースを故意又は、過失に関わらず閉鎖した場合。
16. 競技会の2ヶ月前より、コースにおける練習走行又はそれに類する行為を発見された時。
17. 車両保管中に参加車両を持ち出したり、整備作業を行った場合。
18. 各参加車両の予定通過時刻より早着15分以上又は15分以上遅着し、各CP・SSにおいて競技役員にその失格を言い渡された時。

第34条 競技の打ち切りと成立

1. 競技の進行が全ての参加車両に対して不可能、又は著しい障害になった時、又は他に及ぼす影響等で競技の続行が出来なくなった場合、競技会審査委員会の決定により打ち切りがなされる。その場合、コース上の競技役員によって掲示又は対策を指示する。
2. 競技が打ち切りになったときの成績は、競技打ち切り時点のものとする。

第35条 損害の賠償

参加者及びクルー、サービス員は、事故、過失により生じた損害について、自己の責任において一切を処理しなければならない。

即ち、大会役員はその役務に最善をつくすことは勿論ではあるが、その役務遂行によって万一事故が生じた場合、JAF、オーガナイザー、大会役員、道路管理者、関係省庁が一切の損害賠償の責任を免除されている事を承知していなければならない。

第36条 抗議

1. 参加者は自分が不当に処遇されていると判断した場合は、これに対して抗議する事が出来る。但し、参加拒否及び競技役員の判定に対する抗議はできない。
2. 抗議はその理由を具体的に記述、署名の上、1件につき20,300円の抗議料を添えて競技長に提出すること。
3. 裁定の結果は、関係当事者に口頭により通告される。とともに、公式掲示板に掲示される。
4. 抗議料は、その抗議が正当と裁定された場合のみ返還される。

5. 競技に関する抗議はフィニッシュ後 30 分以内、成績に対する抗議は暫定結果発表後 30 分以内にしなければ無効とする。
6. タイムコントロールシートに関する抗議はその C P ・ S S で直ちに行い C P ・ S S の競技役員の判定を最終とし、これに対する抗議は受付けない。又、道路状況等による交通障害に起因する抗議も受付けない。
7. 抗議が正当と裁定されなかった場合、必要経費は(作業料、運搬費用等)全てを抗議者が負担するものとする。

第 37 条 賞典

1. 七大クラス
 - 1 ～ 3 位 トロフィーおよび副賞
 - 4 ～ 6 位 副賞
 - ベストドライバー賞・ベストナビゲーター賞 七大戦順位決定に係る得点
2. オープンクラス
 - 1 位 トロフィーおよび副賞
 - 2 ～ 4 位 副賞(副賞は参加台数の 30% までとする)

第 38 条 本規則の解釈

本規則および競技に関する諸規則の解釈について疑義が生じた場合は、審査委員会の決定をもって最終とする。

第 39 条 競技会についての連絡先

JAF 公認準加盟クラブ 九州大学体育総部自動車部
〒814-0021 福岡市早良区荒江 3 丁目 18 番 5 サークル荒江 501
QUCC 事務局
携帯:080-3940-5182 (若林)

第 40 条 大会本部及び緊急連絡先(当日)

所在地 : 佐賀県唐津市二太子 (ふたご) 3-215
名称 HQ 及びサービスパーク : 東港臨時駐車場
七大戦ラリーin 九州 担当 : 090-7479-5513 (松藤)
七大戦ラリーin 九州 事務局 : 080-3940-5182 (若林)

第 41 条 その他の事項

その他の事項については、JAF 国内競技規則、2012 年日本ラリー選手権規定ラリー競技開催規定、2012 年国内車両規定の通りとするが、本規則書発行時から競技会までに JAF より何らかの規則の変更、指導があった場合、又は本規則の変更、追加があった場合はそれを優先し、それは公式通知により発表する。

第 42 条 競技会の中止又は延期

保安上又は不可抗力により事情が生じた場合は競技会審査委員会の決定によって競技会の開催を中止又は、コースの短縮を行う場合がある。中止の場合、参加料は事務手数料 2,000 円を差し引いて返還される。

大会組織委員会

付則 1

HQレイアウト、サービスパークのレイアウト

詳細は後日公式通知にて公示。

付則 2

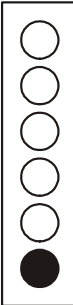
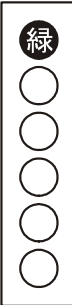
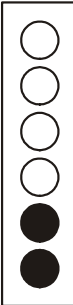
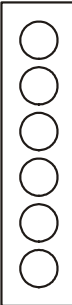
会場案内図

各施設は以下の通り。



付則 3

スタートシグナルシーケンス及び手順

	① スタート 30 秒前 4 個の赤ランプ点灯		⑥ スタート 3 秒前 3 個の赤ランプ点灯
	② スタート 15 秒前 3 個の赤ランプ点灯		⑦ スタート 2 秒前 4 個の赤ランプ点灯
	③ スタート 10 秒前 2 個の赤ランプ点灯		⑧ スタート 1 秒前 5 個の赤ランプ点灯
	④ スタート 5 秒前 1 個の赤ランプ点灯		⑨ スタート 全ての赤ランプ消灯 同時に緑ランプ点灯
	⑤ スタート 4 秒前 2 個の赤ランプ点灯		⑩ スタート 20 秒後 緑ランプ消灯

付則 4

ゼッケンおよび広告

- ゼッケン : 左右ドア
- J A F 公認ラリー
競技会之証 : 左リアウィンドウ
- B 1 : 左右フェンダー
- B 2 : ボンネット先端

